

2021年
4月10日

憲法は
私たちのもの

国民投票法の問題点と 改憲阻止に向けてできること

弁護士 浅野ひとみ

▼国民投票法とは

国民投票法は、改憲を掲げる安倍首相が、第一次政権時代の2007年に制定を強行し、10年に施行されました。また、18年6月に自民、公明の与党、日本維新の会などが国民投票法改定案を提出しました。共通投票所制度の創設や洋上投票の対象拡大などが改定案の中身ですが、改憲論の加速が狙いでしょう。

現行憲法の9条2項では、戦力不保持と交戦権の放棄を明記していますが、自民党の改憲案では「国防軍」を保持し、組織及び統制に関する事項は、法律で定めることとなります。つまり、ときの多数党と政府が法律さえ通せば、行動は無制限に拡大されます。これは、非軍事により平和を実現しようとする世界の流れに逆行するものです。

今回は、国民投票法の問題点と改憲阻止に向けて私たちができることをお伝えできればと思います。

▼お金次第で改憲宣伝し放題？

まず、憲法改正の発議がされた場合、最短60日で国民投票が実施されます。これはあまりにも短期間であり、改憲案を吟味し、賛成か反対を熟慮する時間がありません。

そして、実は、国民投票法には、CMなどの有料広告規制がほぼありません。今回の改定案でも投票期日14日前より前の期間では、規制がな

りません。そのため、例えば、資本力のある団体がゴールデンタイムのCM枠を買い占めて、投票運動を行なえば、あつという間に世論を操作できてしまう仕組みになっています。

また、広告収入は各メディアの経



■あさの・ひとみ

神奈川県川崎市出身。2019年中央大学法科大学院修了、2020年弁護士登録、東京法律事務所所属。学生時代は、秘密保護法や戦争法(安保関連法)、共謀罪などの国会前行動に参加。

営基盤です。そのため、各メディアは広告主に批判的な言論をするべく、広告収入が減ってしまうおそれがあります。これでは、広告主への批判が抑止され、ひいては公平な報道が妨げられる危険性があります。さらに、広告のターゲットは意見を決めかねている人であり、かつ広告はこの層に強い影響力を持っています。

諸外国では国民投票におけるメディア規制があります。例えば、イタリアでは、テレビCMの場合、賛成派と反対派とに平等に時間を配分しなければならないという法律があります。しかし、日本の国民投票法には、有料広告規制がほぼありません。表現の自由に配慮しつつ、広告の公平性やフェアな投票運動を守る条文を加える必要があります。

一方で、公務員と教員に対しては、「効果的に行いうる影響力又は便宜を利用する国民投票運動」を禁止しています(103条)。このような条文の定め方では、一体どのような国民投票運動が許されているのか曖昧であり、処罰を恐れて萎縮してしまいます。これは、表現の自由・学問の自由・教育の自由の過度な制限です。

▼最低投票率の定めなし

次に、憲法の条文ごとに賛成か反対かを投票できる制度が原則になっていません。国民投票法では、「内容

して行う」としか定められていないため、改憲の項目が複数あったとしても、無理やり関連していると言つて、まとめて国民投票にかける可能性があります。

また、有効投票の過半数で改憲されるため、棄権や白票が多い場合、賛成の票数が少なくても改憲となります。例えば、有権者数が1億人で、投票率が50%の場合、5000万人の過半数である2500万人が賛成すれば改憲されることとなります。これは、人口比で考えれば、日本人の約20%の賛成で改憲できるということです。

さらに、最低投票率の定めがないため、例えば、投票率10%でも改憲できることとなります。

▼改憲阻止に向けて

菅首相は今国会で、国民投票法の改正を狙っています。国民の中で反対の声を大きくしていく必要があります。集会やデモに参加し、周りの知り合いに自分が改憲に関して疑問に思っていることを伝えてみるなど、自分にできることから、気軽に取り組んでみるのが大事です。

棄権すると、改憲のハードルを下げることとなります。意見を決められなかったのは、改憲したいと主張する側がわかりやすく説明しなかったからです。自分の意見を決めかねている人には、とりあえず、投票所に行き、反対に投じることを勧めてみましょう。

自分の意見を決めていない若者も多いようです。若者が日常的に利用しているインターネットやSNSなども利用しつつ、憲法のことをみんなで考えられるチャンスだと思つて、楽しみながら議論を盛り上げていきましょう。



新型コロナウイルスワクチンをめぐるとの問題

薬害オンブズパーソン会議事務局長・弁護士 水口真寿美

ワクチンの役割とリスク

2021年2月から新型コロナウイルス感染症のワクチンの医療従事者への接種が始まり、4月からは65歳以上の高齢者およそ3600万人への接種が始まります。

ワクチンは、感染症から人々の健康を守る上で大きな役割を果たしてきましたが、ときに重篤な副作用が生じることも知られており、過去には集団訴訟が提起され、国の責任が認められたものもあります。現在は、HPVワクチン薬害訴訟が全国4地裁で行われています。

健康な人が接種するワクチンは、治療薬よりも高い有効性と安全性を備えることが必要です。

この点、新型コロナウイルスワクチンの有効性と安全性については、わかっていることが多く残されています。現在日本で承認されている新型コロナウイルスワクチンはファイザー社の「コミナティ筋注」というワクチンですが、このワクチンを含め政府が事前に供給合意をしたワクチンは、ウイルスの遺伝子情報を接種して免疫を働かせ

るといって、これまでとは全く異なる新しいタイプのワクチンであり、長期的な安全性は未知です。

また、開発が異例のスピードで行なわれたものである上に、「特例承認」という、緊急の場合に海外で承認された医薬品を通常の手続きを省略して承認する制度が適用されています。免疫には人種差があるとされていますが、コミナティ筋注の臨床試験におけるアジア系被験者の比率はわずか約4%です。

副反応としてはアナフィラキシーに注目が集まっていますが、遅れて発生する可能性がある重篤な自己免疫性の副反応にも注意が必要です。

有効性と安全性について詳しく知りたい方には、日本感染症学会の「COVID-19 ワクチンに関する提言(第2版)」が参考になります(左下のQRコードから)。

自己決定権の保障を

新型コロナウイルスワクチンは、改正された予防接種法により、国が国民に接種を勧奨するワクチンとして位置づけられました。

日本では、予防接種禍集団訴訟の教訓から、1994年の予防接種法改正以降、ワクチン接種を強制することはできませんが、政府が接種を勧奨して、国民に接種の努力義務を課することはできます。ただし、国民に努力義務を課すにはより高い安全性と有効性が必要です。

ところが、新型コロナウイルスワクチンにはそれが備わっているとは思われません。そこで、薬害オンブズパーソン会議では国民に努力義務を課することに反対する意見書を公表しました。しかし、残念ながら努力義務が課されることになりました。

副反応としてアナフィラキシーに注目が集まっていますが、遅れて発生する可能性がある重篤な自己免疫性の副反応にも注意が必要です。

有効性と安全性について詳しく知りたい方には、日本感染症学会の「COVID-19 ワクチンに関する提言(第2版)」が参考になります(左下のQRコードから)。

「接種するかしないかは国民自らの意思に委ねられるものであることを周知すること」「新型コロナウイルスワクチンを接種していない者に対して、差別、いじめ、職場や学校等における不利益取扱い等は決して許されるものではないことを広報等により周知徹底するなど必要な対応を行うこと」というものです。

この附帯決議が、十分に尊重されるべきです。

残された複数の課題

同調圧力が働きがちな中、いかに自己決定権を保障するのかがこれからの課題です。例えば、高齢者施設がワクチン接種をしない入所者に退所を求めるとなどは、あつてはなりません。そもそも、承認前の臨床試験で確認されているのは発症予防の効果だけで、感染予防効果は不明です。従って、ワクチン接種者でも不顕性感染が起き、気道からウイルスを排出する無症状病原体保有者として感染源になる可能性が考えられるのです。

*細菌やウイルスなどに感染しても、感染症状を発症していない状態。



COVID-19 ワクチンに関する提言(第2版)

■福島

2012年3月11日に開かれた県民大会では、会場の開成山野球場を1万6000人が埋め尽くした。今年3月21日、2021原発のない福島を！県民大会(実行委員会主催)が、とうほう・みんなの文化センターで開かれたが、新型コロナウイルス感染症対策で県外からはリモート参加という縮小開催となった。

角田政志(福島県平和フォーラム共同代表) 実行委員長は「この集会は、これからの10年に向けた決意をする場だ。原発全基廃炉をめざして第2原発の廃炉署名を45万2300筆集め、2019年によくやく廃炉が決まった。しかし、元の生活には戻れない。さらに汚染水の海洋放出に反対して署名42万筆を集めたが、国は聞く耳を持たず、事故の犠牲の上に後処理の犠牲を強いて新たな安全神話を作ろうとしている。だが、仙台・東京高裁は国の責任を認めている。原発のない福島、社会を作ろう」と訴えた。

さよなら原発1000万人アクションからは、古今亭菊千代さん(落語家)が「コロナも原発事故も人災。被害者は、政策に振り回されて疲れ切っている。日本はパンク寸前なのに、これでもオリ・パラを開くというのか。福島の自然を守ることは、すべての日本に住む人を守ることにさよなら原発、さよなら菅政権」と、政治的不作為を批判した。

福島・東京で集会を開催

原発ゼロを実現する次の10年へ



武藤類子 さん

武藤類子さん(ハイロアクション福島)は「安全より経営を優先し、何十万人の命と暮らしたことは紛れもない犯罪。なのに2度の不起訴処分、やっと強制起訴した東電刑事裁判は不当判決となった。そうしている間に、先日の地震で起きた福島第一原発の不備をまたもや東電は隠していた。権力から独立した判決を望む。そして、国と東電に心からの謝罪・賠償・安全な廃炉を求める」と静かな怒りを込めて語った。

■東京

3月27日、日比谷野外音楽堂で、3・27福島原発事故10年さよなら原発首都圏集会所が開催された(さよなら原発一千万署名市民の会主催)。司会は、福島大会でも発言した古今亭菊千代さん。呼びかけ人で作家の澤地久枝さんは、杖をつき、ゆっくりとした足取りでマイクに向かい、「90歳になったが、命ある限り原発のことを若い人たちに伝えていきたい」と、強い決意を話した。

地脇美和さん(福島原発刑事告訴事務局長)は「福島はオリンピックどころでさえ、放射能が強制されたが、放射能は今も出続けている。海外からも反対の声が上がり、42万筆署名を集めて

も、汚染水を海に流そうとしている。刑事裁判では、旧東電経営陣は全員無罪。原子力行政に付度し、2度と起してはならないという決意のない判決だ」と批判した。

吉原毅さん(原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟)は「原発は安全でコスト安と言われてきたが、3・11が起き危険で全く採算が合わないエネルギーだとわかった。自然エネルギーに転換すれば地域経済も発展する」と、原発にしがみつくと不合理を指摘。

何と言っても私たちが元気づけたのは大石光伸さん(東海第2原発運転差止訴訟団共同代表)の報告だ。

「水戸地裁の前田英子裁判長は、東海第2を運転してはならないという強い判断を示した。福島原発事故の重い事実が本判決の前提。教訓とすべきは、最新の科学的知見においてもいづつ自然災害が起きるか確実には予測できないこととし、国際的常識でこの判決を出した」と言い、「司法でできるのはここまで。あとは住民の皆さんの粘り強い運動で」というメッセージだと受け止めた、と語った。

集会後、参加者は東電前を通り、銀座の街にサイレントパレードを進めた。原発ゼロを実現する次の10年への歩みとして。(M)



大石光伸 さん



停職中、都立あきる野学園の校門前で「停職中」をしていた

▼自らの姿を生徒に「示す」

私は、生徒たちが自身の頭で考え判断できるよう、「口の丸・君が代」の歴史や意味について、戦前の教科書や日本が侵略したアジア諸国の教科書を使って授業をしてきた。また、式では理不尽な指示には従わない姿を、生徒たちに示すことも、教育活動の一環と考えてきた。

本紙の読者の皆さまは、都教委が2004年から卒業・入学式で「君が代」起立をしない教員を処分していることをご存じと思う。私は2005年から2009年まで毎回処分を受け、係争してきた。

▼裁判官で変わる判決

2012年、最高裁判決は「起立を求め職務命令は儀礼的所作であり、思想良心の自由を間接的に制約するにとどまるから違法とはいえない」として、不起立一回目の戒告処分は適法とし、不起立二回目の減給一月以上の処分は違法とし、処分を取り消した。

しかし、例外的に「学校の規律と秩序の保持等の観点から停職処分を選択することの相当性を基礎付ける具体的

事情がある場合は重い処分も可」とし、私については、「過去の処分歴」があり、その中には「校長の揚げた国旗を降ろすなどの積極的妨害があった」として、2006年停職3月処分を適法とした。2005年の減給6月・停職1月処分についても、同一の「過去の処分歴」を使って私の処分だけは適法とした。

しかし、2007年停職6月処分は2015年控訴審で逆転勝訴し、最高裁もそれを決定した。たまたま良心的な裁判官だったゆえのこと。2008年停職6月処分では再び処分適法とされたので、2009年停職6月処分取消しは絶望的だった。やはり、2009年地裁判決は敗訴した。

ところが、である。昨年3月に出された2009年事件控訴審判決は逆転勝訴。そして、今年2月17日、最高裁第2小法廷は、その控訴審判決を維持する決定を出した。まさかの勝訴に、私は最高裁からの書面を確認するまでは夢を見ているような錯覚に陥った。

第2小法廷に係属されたのが昨年10月1日。その通知に、第1小法廷でなくよかつたと思つた。第1小法廷には、安倍首相(当時)が選任した山口厚、木澤克之(加計学園監事)両裁判官がいるからだ。しかし、最高裁自体が安倍の選任を看過し、政権付度をより強めたのだから、2009年事件控訴審判決が維持されるとは露ほども思っていなかった。

▼処分を取消した理由

判決は、「停職6月処分は、…次の処分は免職のみであり、これにより教師としての身分を失うことになるとの警告を与え…被処分者への心理的圧迫の程度は強い」と判示。

2007年事件控訴審判決と同様、「次は免職」を意識させる心理的圧迫の強さを問題視した。その上で、一緒

やったね！「君が代」不起立停職6月処分を取消した最高裁決定

根津 公子 (元東京公立学校教員)



東京高裁前で(2020年3月25日、レイパーネット日本提供)

に係争している河原井さんの不起立と根津のそれは異なるのかを問ひ、行為自体は変わらないと結論づけた。また、「過去の処分歴」は停職3月処分判決で具体的事情としたのだから、再びそれを具体的事情としてはならないとした。

2007年停職6月処分を取り消した控訴審判決は、「自らの歴史観や世界観を含む思想等により忠実であろうとする教員にとつては、自らの思想や信条を捨てるか、それとも教職員としての身分を捨てるかの二者択一の選択を迫られることとなり、…憲法が保障している個人としての思想及び良心の自由に対する実質的な侵害につながる」と判示。過酷な停職6月処分は間接的制約ではなく「実質的な侵害」だと憲法判断に言及してくれたが、今回の最高裁判決は、そこまでは至らなかった。

しかし、停職6月処分の心理的圧迫の強さを判示してくれたことは、大阪の「同一の職務命令違反(不起立)3回で免職」をうたう大阪府職員基本条例を否定したも同然だ。「教育は200%強制」と言つた橋下府政下で制定した条例だ。そのことが最高にうれい。



雨宮 処凛さん



瀬戸 大作さん

3月18日、シンポジウム「コロナ経済危機下における雇用と生存権」再び労働と貧困の問題を問う」が開催された(主催・コロナ被害相談村実行委員会)。これまで様々な相談を受け、自治体交渉を続けてきたメンバーから、現状報告と政策提言が行なわれた。

現場からの報告

年末年始の3日間、東京・大久保公園で開かれた「年越し支援・コロナ被害相談村」のべ350人以上のボランティアが参加し、344人の相談を受けた。年越し派遣村(2008年)を企画した有志がわずか10日ほどで立ち上げた。コロナによる経済被害は世界的にも「女性不況」と言われており、年越し派遣村と比べると、女性の相談者が増加した。これが、3月13・14日に行なわれた「女性による女性のための相談会」につながった(本紙3月25日号に既報)。

相談は生活・住居・仕事の相談が多かった。3分の1が無収入で、住居を失い、路上やネットカフェで過ごしていた。3分の2は電話を失い、就職活動も、知人に連絡を取ることもできなくなり、所持金1000円以下が28%、それでも生活保護を利用中または利用したい人は2割ほどで、生活保護への抵抗感が強く、社会保障が権利として認識されていないことが浮き彫りとなった。

生活保護は権利 — コロナ災害で露呈した政治の貧困

パネルディスカッションと政策提言

新型コロナウイルスの瀬戸大作さん(反貧困ネットワーク)は、福祉窓口で助けなければ、相談者を「死に至らしめる」ことを、社会福祉従事者は自覚して欲しいと強調した(以下、発言要旨)。

福祉が人を殺す事態が全国で起きている。自粛要請と補償はセットでなければ困窮者が増えることわかってきたのに、政府は対策を取らなかった。ネットカフェや社員寮で暮らしていた若者がコロナで職を失い、路上に追いやられた結果、もともとの住宅政策、福祉政策の脆弱さが表面化したといえる。

生活保護の運用にも問題がある。劣悪な環境の無料低額宿泊所や自立支援施設への入居を条件にする、家族とのトラブルを抱えているにもかかわらず扶養照会をするなど、窓口対応が困窮者を路上に追いやっている。公共住宅の年齢制限等の条件を緩和し、低廉な公営住宅が確保できれば、生活保護に至らずに自立できるケースが増える。貧困ビジネスの温床である無料低額宿泊所や、悪質なシェアハウスの査察や廃止も必要だ。

雨宮処凛さん(反貧困ネットワーク)は「年収が低い人ほど減収が大きく打撃を受けている。年越し派遣村に来た人が、コロナでまた職を失っている。災害の度に生活レベルが下がっていく」と指摘。

竹信三恵子さん(ジャーナリスト)は「会計年度職員7割が女性。生活できないほどの低賃金でエッセンスシャルワークをさせられている」と、公的サービスの劣化が、コロナ災害をより悪化させていると問題視した。

* *

相談者たちは失業し困窮しただけではなく、家族の暴力や地域社会からの排除でも苦しんでいた。相談会で「初めて優しい言葉をかけてもらった」という50代の女性の言葉が忘れられない。困った時、病気の時、失業した時、福祉が機能しない「不寛容な社会」では、誰も安心して暮らせない。変えるのは、私たちが。(池田万佐代)